

新型コロナウイルス感染症の影響に対する事業者向け支援策の一覧

令和3年12月23日
山形県産業労働部

区分	項目	事業名	支援内容	窓口	
事業の継続	事業の継続全般について相談したい	新型コロナウイルス関連事業継続相談窓口【県】	新型コロナウイルスの影響により資金繰りや雇用の維持など課題や悩みを抱える事業者のための相談窓口を県内4か所に設置。 〔村山地域〕☎023-621-8442 〔最上地域〕☎0233-29-1306 〔置賜地域〕☎0238-26-6042 〔庄内地域〕☎0235-66-5484	新型コロナウイルス関連事業継続相談窓口(各総合支庁地域産業経済課内)	
	事業の継続を応援	飲食業関連家賃等緊急支援事業【県】 (受付: ~R3.12.31)	新型コロナの影響を受け、令和3年7月~9月のいずれかの月の売上が、前年又は前々年同期比で50%以上減少した県内において飲食店、飲食料品卸売業、貸おしぼり業又は自動車運転代行業を主たる事業として営む中小法人・個人事業主に対して、事業の継続を応援するため、家賃等の固定経費に対する補助を実施。 〔補助上限額〕 法人:40万円 個人事業主:20万円	山形県家賃・テイクアウト関連支援事業コールセンター ☎0570-078-010 県工業戦略技術振興課 ☎023-630-2696	
		飲食業等緊急支援給付金【県】 (受付準備中)	新型コロナの影響を受けている酒類を提供する夜間営業の飲食店等に対して、令和3年10月~12月のいずれかの月の売上が前年又は前々年同期比で30%以上減少している場合に、事業継続に向けた給付金を支給。 〔対象者〕 夜9時以降も営業する酒類の提供を行う飲食店、酒類卸売業、カラオケボックス業、洗濯業、労働者派遣業(芸妓・コンパニオン等)、運転代行業 〔給付額〕 20万円 または 30万円(県内で複数店舗を経営する場合、または従業員数が6名以上の場合)	県中小企業・創業支援課 ☎023-630-2393	
	緊急事態宣言等の影響に対する支援	緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金【国】	①緊急事態宣言発令地域等の飲食店との間で直接的又は間接的に取引している業者(農業者、漁業者、飲食料品、おしぼりなど食材や商品等の供給者) または ②緊急事態宣言発令地域等における不要不急の外出・移動の自粛により直接的な影響を受けた事業者(旅館、土産物屋、観光施設、タクシー等)であって、令和3年の月間の売上が令和元年又は令和2年の同月比で50%以上減少した事業者*に対して一時金を支給。 〔支給額〕 法人:20万円以内 個人事業者等:10万円以内 ※要件を満たすならば、業種や所在地を問わず給付対象	月次支援金相談窓口・申請サポート会場電話予約窓口 ☎0120-211-240	
	事業の再構築に挑戦したい	中小企業等事業再構築促進事業(事業再構築補助金)【国】	新分野展開や業態転換、事業・業種転換、事業再建又はこれらの取組みを通じた規模の拡大等を目指す企業の新たな挑戦を支援 ▶ 中小企業 補助上限額:〔通常枠〕6,000万円、〔卒業枠〕1億円 補助率:2/3 ▶ 中堅企業 補助上限額:〔通常枠〕8,000万円、〔グローバルV字回復枠〕1億円 補助率:1/2 上記のほか、『緊急事態宣言特別枠』を創設 ▶ 中小企業 補助率:3/4* ▶ 中堅企業 補助率:2/3* ※上限額は従業員数により異なる	事業再構築補助金事務局コールセンター ☎0570-012-088 〔IP電話専用回線〕 ☎03-4216-4080	
	財政面	雇用関係の助成金等について相談したい	雇用関係助成金活用事業者向け相談窓口【県】 (R3.7.7~R4.3月末)	雇用関係の助成金(雇用調整助成金・緊急安定雇用助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金、産業雇用安定助成金)の活用や、雇用シェアの取組みに関する相談窓口を設置	山形県相談窓口(山形県社会保険労務士会内) ☎023-631-2959
		休業しても従業員の雇用を守りたい	雇用調整助成金【国】 (特例措置: R2.4月~R3.12月末)	休業等により労働者の雇用を維持した場合、休業手当等の一部を助成。対象労働者1人1日当たり13,500円が上限。 〔助成率〕中小企業2/3→4/5、大企業1/2→2/3。解雇等を行わない場合は、中小企業9/10、大企業3/4 ※非正規雇用労働者など雇用保険被保険者でない方も対象 ※業況特例に該当する場合は10/10、対象労働者1人1日当たり15,000円に引き上げ	県内各ハローワーク 山形労働局職業対策課 ☎023-626-6101 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター ☎0120-60-3999
			山形県雇用調整助成金(県単上乗せ)【県】 (対象の休業期間: R3.5月~R3.11月末)	県内の中小・小規模事業者に対して国の雇用調整助成金に上乗せ。 ※国の雇用調整助成金の助成率が9/10又は4/5の場合に、県単独で1/20を上乗せ助成	山形県雇用調整助成金(県単上乗せ)相談窓口 ☎0120-123-235
		在籍型出向で雇用を守りたい	出向のマッチング【国】	新型コロナウイルスの影響により、一時的に雇用過剰となった企業が従業員の雇用を守るため、人手不足などの企業との間で「雇用シェア」(在籍型出向)を活用する場合に、双方の企業に対し出向のマッチングを支援。	(公財)産業雇用安定センター山形事務所 ☎023-624-8404
			産業雇用安定助成金【国】	新型コロナウイルスの影響により事業活動を一時的に縮小している事業者が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主が負担する賃金等を助成。 ▶ 中小企業 補助上限額:12,000円/人・日 補助率:9/10* ▶ 大企業 補助上限額:12,000円/人・日 補助率:3/4* ※出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	県内各ハローワーク 山形労働局職業対策課 ☎023-626-6101 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター ☎0120-60-3999
コロナの影響で私が休業	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金【国】 (対象期間:R2.10月~R3.12月末)	新型コロナウイルスの影響で休業した中小企業の労働者及びシフト制等で働く大企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けられなかった方に対して、当該労働者の申請により、支援金・給付金を支給。 〔助成額〕 休業前の平均賃金の80%(1日当たり9,900円が上限)	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276		
コロナ禍の中で正社員を雇用したい	正社員雇用促進奨励金【県】 (受付: ~R4.3.7)	新型コロナの影響により、県外から本県に移住する方の正社員雇用の促進と移住費用を支援。 ・正社員雇用した事業者に対する支給 [給付額]雇用した対象の正社員1人につき中小企業30万円、大企業10万円 ・正社員雇用された移住者に対する支給 [給付額]Uターン者20万円、Uターン者以外30万円 新型コロナの影響により、離職を余儀なくされた県内失業者の正社員雇用の促進。 ・正社員雇用した事業者に対する支給 [給付額]雇用した対象の正社員1人につき中小企業30万円、大企業10万円	県雇用・コロナ失業対策課 ☎023-630-3245		

(注)この資料は、各種給付金や融資制度を一覧形式でまとめたものです。詳しい情報は窓口やHPでご確認ください。

新型コロナウイルス感染症の影響に対する事業者向け支援策の一覧

令和3年12月23日
山形県産業労働部

区分	項目	事業名	支援内容	窓口								
金融面	資金繰りのため融資を受けたい	山形県商工業振興資金【県】	○地域経済変動対策資金 売上高の減少：貸付上限5千万円、償還10年(据置2年)以内、年利1.6%、保証料ゼロ	県特別金融相談窓口(県中小企業・創業支援課) ☎023-630-2359 県内各取扱金融機関								
		日本政策金融公庫の融資【国】	○特別貸付(中小事業):貸付上限6億円、償還(運転)15年(据置5年)以内、利子当初3年間0.21%、4年目以降1.11% ○特別貸付(国民事業):貸付上限8千万円、償還(運転)15年(据置5年)以内、利子当初3年間0.36%、4年目以降1.26% ○特別利子補給制度(上記の一部(中小事業3億円、国民事業6千万円)の利子をキャッシュバックにより実質無利子化)	日本政策金融公庫各支店 相談ダイヤル ☎0120-154-505								
		商工中金の融資【国】	○危機対応融資:貸付上限6億円、償還(運転)15年(据置5年)以内、金利当初3年間0.21%、4年目以降1.11% ○特別利子補給制度(上記の一部(3億円)の利子をキャッシュバックにより実質無利子化)	商工中金各支店 相談窓口 ☎0120-542-711								
		信用保証制度【国】	○伴走支援型特別保証:保証上限4千万円、保証期間10年(据置5年)、利子は金融機関所定、保証料0.2% ○経営改善サポート保証:保証上限2.8億円、保証期間15年(据置5年)、利子は金融機関所定、保証料0.2%	山形県信用保証協会 ☎023-647-2240								
ポストコロナへの対応	資本の増強による事業再生や基盤強化を図りたい	資本金劣後ローン(日本政策金融公庫及び商工中金等)【国】	○資本金劣後ローン:長期間元本返済が無く、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本金劣後ローン(中小事業):貸付上限10億円 償還5年1か月,10年,20年(期限一括償還) 利子当初3年間0.5% 4年目以降は業績で変動(国民事業):貸付上限7200万円 償還5年1か月,10年,20年(期限一括償還) 利子当初3年間1.05% 4年目以降は業績で変動	日本政策金融公庫相談窓口 ☎0120-154-505 商工中金相談窓口 ☎0120-542-711								
		新・生活様式対応支援補助金(新型コロナ対策認証対応型)【県】 (受付: ~R4.3.11)	「山形県新型コロナ対策認証制度」の認証取得等、より適正な感染防止対策を講じるため、中小・小規模の飲食業者及び宿泊業者が行う設備投資等を支援 <table border="1"> <tr> <td>補助対象者</td> <td>飲食店 又は 宿泊業 を営む中小企業・小規模事業者</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>補助上限額</td> <td>〔飲食店〕 中小企業 20万円、小規模事業者 10万円 〔宿泊業〕 中小企業 40万円、小規模事業者 20万円</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>パーティション、二酸化炭素濃度測定器、HEPAフィルター付き空気清浄機、非接触型水栓、換気機能付きエアコン、換気設備 等</td> </tr> </table>	補助対象者	飲食店 又は 宿泊業 を営む中小企業・小規模事業者	補助率	10/10	補助上限額	〔飲食店〕 中小企業 20万円、小規模事業者 10万円 〔宿泊業〕 中小企業 40万円、小規模事業者 20万円	補助対象経費	パーティション、二酸化炭素濃度測定器、HEPAフィルター付き空気清浄機、非接触型水栓、換気機能付きエアコン、換気設備 等	【認証制度について】 県新型コロナ対策認証課 ☎023-630-2830 【補助金制度について】 県中小企業・創業支援課 ☎023-630-2393
		補助対象者	飲食店 又は 宿泊業 を営む中小企業・小規模事業者									
		補助率	10/10									
補助上限額	〔飲食店〕 中小企業 20万円、小規模事業者 10万円 〔宿泊業〕 中小企業 40万円、小規模事業者 20万円											
補助対象経費	パーティション、二酸化炭素濃度測定器、HEPAフィルター付き空気清浄機、非接触型水栓、換気機能付きエアコン、換気設備 等											
中小企業生産性革命推進事業(もの補助・持続化補助・IT導入補助)【国】	新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資や販路開拓等に加え、ポストコロナ社会に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業等の取組を支援 ①ものづくり補助金 【通常枠】 補助上限:1,000万円 補助率:中小企業1/2、小規模事業者2/3 【低感染リスク型ビジネス枠】 補助上限:1,000万円 補助率:2/3 ②持続化補助金 【通常枠】 補助上限: 50万円 補助率:2/3 【低感染リスク型ビジネス枠】 補助上限: 100万円 補助率:3/4 ③IT導入補助金 【通常枠】 補助上限: 450万円 補助率:1/2 【低感染リスク型ビジネス枠】 補助上限: 450万円 補助率:2/3	①ものづくり補助金事務局 ☎050-8880-4053 ②[商工会議所地区] 日本商工会議所 ☎03-6747-4602 [商工会地区] 山形県商工会連合会 ☎050-3540-7211 ③サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター ☎0570-666-424 [IP電話専用回線]☎042-303-9749										
テイクアウト・デリバリー等支援事業【県】 (受付: ~R3.12.31)	県内の飲食店(持ち帰り・配達飲食サービス業を含む)を営む中小法人・個人事業主のうち、令和3年4月1日以降に新型コロナを契機として新サービスを展開した又は展開しようとする事業者に対して、補助金を交付。 〔補助率〕 2/3 〔補助上限額〕 60万円	山形県家賃・テイクアウト関連支援事業コールセンター ☎0570-078-010 県工業戦略技術振興課 ☎023-630-2749										
ものづくり産業新活力創出事業【県】	①ものづくり企業のビジネスモデルを診断のうえ、生産管理や生産現場の改善を行うための専門家の派遣 派遣予定企業数:年間17社 派遣回数:1社あたり年10回派遣 企業負担:2万円/1回、専門家の旅費(実費) ②コロナの影響で減少した売上げの回復に向けた、新規取引先企業とのマッチング支援 令和4年1月~2月にマッチングを開催予定(順次、県ホームページで参加募集を行う予定。参加無料) ③新たな営業手法となるオンライン営業やデジタル化に関する知識・スキルを習得するセミナーの開催 事業実施機関:山形県企業振興公社 日時:令和4年1月26日(水)13:30~16:00 会場:県高度技術研究開発センター(オンライン受講も可) 内容:オンライン商談会用プレゼンテーション資料の作成など	県工業戦略技術振興課 ①③☎023-630-2358 ②☎023-630-2369										

(注)この資料は、各種給付金や融資制度を一覧形式でまとめたものです。詳しい情報は窓口やHPでご確認ください。